

「法律相談」のお願いについて

I, 申込者 吉岡 政昭 (住所：早来大町141-47。電話22-2419)

II, 相談月日・場所

① ○月○日 () 早来保健センター
弁護士 未定

III, 相談内容

安平町議会の質疑における「法律解釈」の妥当性について
どちらが正しい法律理解か。また、

IV, 法律解釈のポイント

- (1) 「地方自治法180条の5第6項」の解釈と
- (2) 「請負関係(者)」と『利益関係(者)』の定義に関して
- (3) リコール(解職請求)について

V, 議会における質疑

今年(令和6年)の4月30日の臨時議会において、教育長の承認人事について
小笠原議員と町長との間で、次の議論が交わされました。

このとき、理事者側と質問者の間で1つの法律に対する『解釈』が議論されました。その法律名と条文は、「地方自治法180条の5第6項」なのですが、
私は同条の「第7項」を含めて、弁護士のご見解をお聞きしたいの
です。

なお、合わせて、リズム学園と安平町はそれぞれ『請負関係』と「利害関係」に
当たるか、という点に関しても、確認させて頂きたいのです。

小笠原議員発言「私が言っているのは、地方自治法180条の5の第6.項なのです。

普通地方公共団体の委員会の委員(教育委員会にあっては、教育長
及び委員)又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し
請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無
限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役これらに準ずべき者、支
配人及び清算人になることはできない。」って書いてある。

私は本日問題になっているのは、リズム学園と安平町が請負をしてい
るということなのです。(請負関係になるという指摘?・・吉岡解釈)
その請け負いしているところに関係のある方が教育長となることは出
来ないので、自治法上の問題で。

及川町長発言「本日付でリズム学園の常務理事、学園長については、退任すると言うことです。そこに関する一切の関係は絶たれる、ということをご理解頂ければと思います。」

(「そこに関する一切の関係は断たれる」とは、「請負関係は一切絶たれる」・吉岡が解釈し指摘)

※「網掛け」と「サンダーライン」は、吉岡が発言者の意図を参酌してつけた。

VI, 吉岡が取りあげる「疑問・質問」

1, 当初の私の理解

(1) 小笠原議員と同様、『安平町とリズム学園は請負関係にある』という認識でした。それが『利害関係になっている』と言うのが私の理解でした。従って、リズム学園の重要な要職にあった井内氏を町長が指名し議会が承認することはあってはならないと考えたのです。

(2) 『請負関係』に対する制約の理解

1点目：「地方自治法180条の5の第6項」の趣旨は、町と請負関係にある人物は、教育長になることは出来ない」

「その請け負っているところに関係のある方が教育長となることは出来ないのです、自治法上の問題で」との小笠原議員の主張は正しいと思っていたのです。

また、「地方自治法180条の5第6項」と合わせて、同条の第7項を含めて考えると一層、その感を強くします。

例えば、『第7項』では、「法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。」とあります。

ただ、私は、小笠原議員とは別の観点で、「請負関係＝利害関係において」、つまり、安平町とリズム学園は、互いに、『請負関係者』であり同時に『利害関係者』であるから、教育長には慣れない』と思っているのです。

その点に関しご教授をお願いします。

因みに、過去3年間に在職したポストの利害関係者は、移動後、3年間は、引き続き利害関係者と見なされる、とあります。

(人事院「倫理法・倫理規程Q & A」)

2, 私の『請負関係』に関する「新たな理解。」

当初の『請負関係』に関する私の認識は、以下のものでした。

①「補助金を出し、受け取る」相互関係」

②指定管理者の指定を受ける関係』と理解、していました。

ですから、安平町は、学校法人リズム学園に対し毎年、一般財源から6千万前後の補助金を支出している。また、児童館に対しては、リズム学園を『指定管理団体』（指定管理者）として運営に当たらせていた。

従って、私は、当然、両者を互いに「請負関係』『利益関係者』として認識していました。すなわち、「請負関係」と「利益関係は、表裏をなすものとして認識していたのです。しかし、「請負関係」を調べている中で、以下の総務省通知を見つけました。

「請負関係」の意味の新たな認識。

『補助金の交付を受けること』や「指定管理者の指定を受けること」は、「・・・地方自治法92条の2の『請負』に該当しない。

これは「第92条の2の『請負』に該当しないことを総務省通知は示したものの。」とある。（「地方議会に関する地方自治法の解釈等について」
『行政通知の読み方・使い方』解説：藤村 直樹

すなわち、『補助金の交付を受けること』や「指定管理者の指定を受けること」は、「・・・地方自治法92条の2の『請負』に該当しない、というものでした。

3, しかし、安平町とリズム学園は『利害関係』にあることには変わりはないのではないか。

(1) 利害関係の定義

安平町とリズム学園は、互いに『利害関係者』である事は明白です。利害関係者の定義には、8つ（人事院）示されていますが、取りあ
えず、2つ例を挙げれば十分でしょう。

①許認可の申請等をしようとしている者。許認可等の申請をして
いる者及び許認可等を受けて事業を行っている者。

②補助金等の交付の申請をしようとしている者、補助金等の交付
の申請している者および補助金等の交付を受けている者。

※『過去3年間に在職したポストの利害関係者は、移動後3年間は「引き続き」利害関係者と見なされる』とあります。

(人事院「倫理法・倫理規程Q&A」)

具体例1、安平町は、公私連携幼保連携型認定こども園として「学校法人リズム学園」が運営する学校法人「リズム学園」に対し、早来地区児童福祉複合施設等の敷地、建物を無償貸し付けを行って来た。また、民営化前に園庭の準備に30万5千円。それに研修費として609万円の補助。

具体例2、平成28年度。こども園開始の時の「認定こども園運営経費」の補助金1,772万円。その他の年度、毎年、町からだけの補助金は一般会計から毎年6千万円前後の支出になっている。

当然、申請をしたり、交付を受けていることは明らかである。

従って、リズム学園の常務理事、学園長と安平町(町長)は、お互い利益関係者ではないのか。

具体例3、リズム学園は、安平町から児童館(早来児童センターどんぐり)に対して「指定監理者の指定を受けている」ことも、利害関係にある、と言える。

※安平町はリズム学園と『請負関係』でなくとも、『利害関係』にあることは、変わらない。問題の本質はそこにあるのではないか。

すなわち、補助金を受けている関係からだけでも、互いに「利害関係者」と言えるのではありませんか？

(2) 町長発言における『利害関係』に関する理解。

「本日付(4月30日付け)でリズム学園の常務理事、学園長については、退任する」と言うことです。そこに関する一切の関係は絶たれる」

(4月30日臨時議会)

疑問1、町長の主張の通り『退任した翌日』から「請負関係」は、跡形もなく消滅になるという判断は正しいですか？

ましてやそれは、『利害関係者』の立場の消滅を意味しません。

「人事院「倫理法・倫理規程Q&A」では、「過去3年間に在したポストの利害関係者は、移動後、3年間は、引き続き利害関係者と見なされる。」とあります。

一方、井内氏の教育長就任は、「利害関係者」を離れて、3年どころか、退任したその日に、教育長に任命されたのです。

倫理法・倫理規程に対する甚だしい違反ではありませんか？

安平町はリズム学園の認定こども園の運営の許認可を行っています。

『請負関係』の定義

請負関係:

- ①請負関係は、ある組織が別の組織に仕事を委託する関係。
- ②その実体が単なる売買契約と解される限りは、法180条の5にいう請負には該当しない。
- ③『請負に該当するものは、当該地方公共団体との取引契約が一定の時間的継続性や反復性を有するものであると解される。』
- ④『補助金の交付を受けること』や『指定管理者の指定を受けること』は、・・・地方自治法92条の2の『請負』に該当しない。

(「地方議会に関する地方自治法の解釈等について」

『行政通知の読み方・使い方』解説：藤村 直樹

「利害関係者」の定義

利害関係者（現に関わっている以下の相手方）

- ①許認可等の申請をしようとしているもの、許認可の申請をしている者及び許認可を受けて事業を行っている者。
- ②補助金等の交付の申請をしようとしている者、補助金等の交付を申請している者及び補助金等の交付を受けている者。
- ③立入検査、監査又は監察を受ける者。
- ④⑤
- ⑥行政指導をする事務
- ⑦契約に関する事務
- ⑧入札等に関わる事務

※過去3年間に在職したポストの利害関係者は、移動後、3年間は、引き続き利害関係者と見なされる。

(人事院「倫理法・倫理規程Q & A」)

質問。

地方公務員の「倫理法・倫理規程」の法律名は何というのか？ご教授願いたい。

7, 教育長に対するリコール問題（議会承認後の進める方向）

すでに指摘した「教育長の承認は、安平町にとって明らかに『利害関係者』である事から、この問題の解決法の1つとして、リコールによる『解職』が、頭に浮かびます。しかし、有権者総数の3分の1以上。

（有権者数 6,245人（3分の1） = 2082人以上

しかし、必要数の署名を集めたとしても、「議会で、議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意」は、實際上、困難ですが、違法行為の結果、教育長に就任したのだから、リコールの対象にいることには、変わりはない。

8, 関連資料 1。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第8条）

（解職請求）

第8条 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に六分の一を乗じて得た数と40万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に八分の一を乗じて得た数と40万に六分の一を乗じて得た数と40万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、教育長又は委員の解職を請求することができる。

（失職）

第9条 教育長及び委員は、前条第2項において準用する地方自治法第87条の規定によりその職を失う場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その職を失う。

一 第4条第3項各号のいずれかに該当するに至つた場合

二 前号に掲げる場合のほか、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者でなくなつた場合

地方自治法 第87条第1項

前条第一項に掲げる職に在る者は、同条第三項の場合において、当該普通地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意があつたときは、その職を失う。

8, 関連資料 2

第三節 委員会及び委員

第一款 通則

第一百八十条の五

⑥普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

⑦法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

⑧第一百四十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。